

千葉県介護サービス事業所 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱

令和 2 年 9 月 7 日

第 1 次改正 令和 3 年 1 0 月 2 8 日

第 2 次改正 令和 4 年 2 月 2 1 日

第 3 次改正 令和 4 年 8 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 知事は、介護サービス事業所におけるソフトウェア、タブレット端末等（以下「I C T」という。）の導入を促進することにより、介護記録、情報共有、報酬請求等の業務効率化及び介護従事者の負担軽減を図ることを目的とし、千葉県内に所在する介護サービス事業者（以下「事業者」という。）が I C T を導入するために要する経費について、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和 3 2 年千葉県規則第 5 3 号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象)

第 2 条 次に掲げる（1）～（5）について、それぞれ満たす場合において補助対象とする。

(1) 介護ソフト

ア 介護事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること（転記等の業務が発生しないこと）。

イ ただし、令和 2 年 3 月 2 6 日老振発 0326 第 1 号『「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」について』において「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」（以下、「ケアプラン標準仕様」という。）の連携対象となる介護サービス事業所の場合は、ケアプラン標準仕様に準拠した介護ソフトであること。

ウ 日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(2) 情報端末

タブレット端末等、専ら介護ソフトを使用するための端末であって、介護に関する記録を現地で完結でき、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効

率的なコミュニケーションを図るためのインカムなどICT技術を活用したものであること。

(3) 通信環境機器等

(1) (2) を利用するにあたり必要なWi-FiルーターなどWi-Fi環境を整備するために必要な機器。

(4) 保守経費等

クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策、ICT導入に関する他事業者からの照会等に応じた場合の経費など(ただし、当該年度分に限る)。

(5) その他

バックオフィス業務(業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務)のためのソフトの導入に係る経費(ただし、当該年度の補助による場合を含め、一気通貫(転記等の業務が発生しないこと)の環境が実現できている場合に限る)。

(補助要件等)

第3条 次に掲げる(1)～(3)について、いずれも満たすことを補助要件とする。

(1) 科学的介護情報システム(Long-term care Information system For Evidence ; LIFE (ライフ)。以下「LIFE」という。)による情報収集に協力すること。なお、本事業においてタブレット端末等のみを導入する場合も同様に情報収集に協力すること。

(2) 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言すること。事業所単位で単一の法人番号を有していない場合には、事業所の代表者を「個人事業主」として申し込むこと。加えて、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。なお、セキュリティ対策については、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.2版」(令和4年3月)を参考にすること。

(3) 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン改訂版」(厚生労働省老健局・令和2年3月発行)や令和4年6月17日老高発0617 第1号『「介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引きVer.2」の発出について』における「介護サービス事業所におけるICT 機器・ソフトウェア導入に関する手引き Ver.2」を参考に、ICTを活用した事業所内の業務改善に取り組むこと。

(補助対象事業者及び経費等)

第4条 本補助金の対象となる事業者、経費等は別表のとおりとする。

(補助事業からの除外)

第5条 補助を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(暴力団密接関係者)

第6条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、前条第2号又は第3号に該当する者(補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同条第1号から第3号までのいずれかに該当する者である団体)とする。

(導入計画の作成)

第7条 事業者は、別に定めるところによりICT導入計画を作成しなければ

ならない。

(交付の申請)

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、別に定める期日までに補助金交付申請書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付の条件)

第9条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業者が補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 補助事業について変更する場合(知事が認める軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなった場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (7) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は地方公共団体の負担又は補助を受けてはならない。

(10) 事業者が第1号から第9号に掲げる条件に違反した場合、知事は事業者に対し、その納付額の全部又は一部を県に納付するよう命じることがある。

(承認申請)

第10条 前条第2号又は第3号に該当して、知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(第2号様式)又は補助金中止(廃止)承認申請書(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から30日を経過した日)又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度4月10日のいずれか早い日まで、補助金実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

ただし、事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに年度終了報告書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(導入効果の報告等)

第12条 事業者は補助事業により導入したICTにより得られた効果等について、別に定めるところにより報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じなければならない。ただし、事業所職員や利用者の個人情報等の照会に応じる必要はない。

(交付の請求)

第13条 規則第15条の規定により補助金の交付の請求をするときは、補助金交付請求書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第14条 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、前条の規定により既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその超える部分について県に返還することを命ずる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、令和2年9月7日より施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和3年10月28日より施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年2月21日より施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和4年8月8日より施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

別表

項目	内容										
補助対象事業者	千葉県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者										
補助対象経費	第2条（1）～（5）に掲げる経費										
補助対象とならない経費	ネットワーク通信費、持ち運びを前提にせず事業所に置くパソコン・プリンター、消費税、地方消費税及びその他本事業に相当と認められない費用										
補助金交付額	<p data-bbox="590 710 1348 837">補助対象経費の実支出額の合計に1/2を乗じた額と、以下の表の第1欄に定める職員数に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額</p> <table border="1" data-bbox="590 891 1348 1137"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 891 970 940">1 職員数</th> <th data-bbox="970 891 1348 940">2 基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="590 940 970 990">1名以上10名以下</td> <td data-bbox="970 940 1348 990">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 990 970 1039">11名以上20名以下</td> <td data-bbox="970 990 1348 1039">1,600,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1039 970 1088">21名以上30名以下</td> <td data-bbox="970 1039 1348 1088">2,000,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1088 970 1137">31名以上</td> <td data-bbox="970 1088 1348 1137">2,600,000円</td> </tr> </tbody> </table>	1 職員数	2 基準額	1名以上10名以下	1,000,000円	11名以上20名以下	1,600,000円	21名以上30名以下	2,000,000円	31名以上	2,600,000円
1 職員数	2 基準額										
1名以上10名以下	1,000,000円										
11名以上20名以下	1,600,000円										
21名以上30名以下	2,000,000円										
31名以上	2,600,000円										